

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

中小企業金融円滑化法（以下「円滑化法」）が本年3月末に期限を迎えるにあたり、借り手の方々や金融機関から円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁の対応について様々なお問合せが寄せられています。

こうしたお問合せに広くお答えするため、円滑化法の期限到来後における金融庁の検査・監督の方針を、以下のとおりお示しします。



（金融機関の役割）

- 金融機関が、**貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべき**ということは、円滑化法の期限到来後においても**何ら変わりません**。

（検査・監督の対応）

- 金融検査・監督の目線やスタンスは、円滑化法の期限到来後も、**これまでと何ら変わりません**。
⇒ **検査・監督を通じて金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します**。
- 円滑化法の期限到来後も**不良債権の定義は変わりません**。
（貸付条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件は**恒久措置**です）
- 個々の借り手の経営改善にどのように取り組んでいるのか、検査・監督において、従来以上に光を当てます。

（借り手の課題解決）

- 借り手が抱える経営課題の解決には相応の時間がかかるものです。
⇒ 本年3月末までに、何らかの最終的な解決を求めるというものではありません。
- 金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた**最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援**するよう促します。

（営業現場への周知徹底）

- 金融機関に対して、円滑化法の期限到来後も、**顧客への対応方針が変わらないことを借り手に説明**するよう促します。
- 金融機関に対して、こうした検査・監督の方針を、営業の第一線まで、周知徹底し、実践するよう促します。

ご相談は近畿財務局・各財務事務所の金融円滑化相談窓口へ！



① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応について、**ご質問・ご相談はございませんか。**

② 借入れや返済について、取引金融機関との間で**お困りのことはございませんか。**

③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の活用について、**ご相談はございませんか。**



☆さまざまなご質問やご相談にお答えいたします。
助言等も積極的に行います^(※)。

☆ご相談内容に応じて**専門の機関^(**)**をご紹介します。
どうぞ遠慮なく、ご相談ください。

(※) ご同意いただければ、金融機関への事実確認等を行います。

(***) 地方公共団体、経済産業局、信用保証協会、政府系金融機関、商工会、
商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業再生支援協議会、
企業再生支援機構 等

お問い合わせ先

(近畿財務局HP) <http://kinki.mof.go.jp/enkatuka1-2502.html>

■ 近畿財務局・各財務事務所の相談窓口（受付時間；平日 午前9時～午後4時）

◎近畿財務局（金融サービス利用者保護推進グループ） 06-6949-6530

- | | | | |
|--------------|--------------|---------------|--------------|
| ・ 京都財務事務所理財課 | 075-752-1419 | ・ 神戸財務事務所理財課 | 078-391-6943 |
| ・ 奈良財務事務所理財課 | 0742-27-3163 | ・ 和歌山財務事務所理財課 | 073-422-6143 |
| ・ 大津財務事務所理財課 | 077-522-4362 | | |

■ 金融庁の相談窓口（受付時間；平日 午前10時～午後5時）

・ 金融庁においても、従来より、以下の相談窓口を設置しております。

- ◎ 金融円滑化ホットライン 0570-067755 / 03-5251-7755
- ◎ 金融サービス利用者相談室 0570-016811 / 03-5251-6811

※ ご質問・ご相談等への回答は全て電話で行います。メールや文書での回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。